

経済産業省補正事業の追加申請 環境省補正事業の申請期限延長について

1. 補助金の概要について

令和2年度第3次補正予算において、経済産業省と環境省で連携し、電気自動車・燃料電池自動車等の普及拡大を、「外部給電器・V2H 充放電設備」、「再エネ 100%電力」の導入とセットで支援しています。

経済産業省補正事業では、「電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車」と「外部給電器・V2H 充放電設備」を同時に購入する個人を補助しています。多くの申請をいただいており、5月31日(月曜日)に申請受付を終了しました。

5月31日(月曜日)までの申請額を精査した結果、申請額が予算額に達していないため、7月1日(木曜日)より追加申請を行います。

また、連携事業として環境省では、「再エネ 100%電力調達」すること等を前提に「電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車」を購入する、個人、民間事業者(中小企業)及び地方公共団体等に補助しています。

こちらは9月30日(木曜日)の申請受付期限を最大で12月28日(火曜日)に延長します。

申請要件や期限の詳細、申請方法等は、当該補助金の事務局ホームページを御確認ください。

<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/r02hosei-cev.html>

2. 経済産業省補正事業の追加申請補助の要件・対象等について

(1)7月1日(木曜日)より追加申請の受付を開始します。

経済産業省補正事業の申請要件である車両と外部給電器・V2H 充放電設備の同時購入やアンケート調査への参画等要件については、変更ありません。

(2)追加申請の対象車両は、車両登録・届出日が4月1日(木曜日)以降となります。

申請の提出期限は、以下の通りです。車両登録・届出日によって異なること、申請受付は先着順であることに御注意ください。

- ① 車両登録・届出日が4月1日(木曜日)～6月30日(水曜日)の場合、8月31日(火曜日)
- ② 車両登録・届出日が7月1日(木曜日)以降の場合、原則、車両の登録・届出日から1か月以内

(3)追加申請の受付終了は、9月30日(木曜日)を目安にしています。

定期的に申請受付累計額をもとに、予算残高の目安をお示してまいります。予算額に達した前日をもって申請受付は終了となります。

先着順での受付となり、9月30日(木曜日)以前に予算額に達した場合は、終了時

期が前倒しとなります。7月以降の申請受付状況によっては、申請受付終了時期が延長となる可能性もあります。

(4)現在、事務局で受領した申請の累計額をもとにした予算残高は、約10億円です。

3. 環境省補正事業の申請期限について

(1)申請要件や原則、車両の登録・届出日から1か月以内の申請期限等に変更ありません。環境省補正事業全体の申請期限は12月28日(火曜日)に延長となります。

ただし、再エネ100%電力調達と車両の導入とあわせて、外部給電器・V2H充放電設備の申請も行う場合は、10月29日(金曜日)が申請期限となります。

(2)経済産業省補正事業と同様に、定期的に申請受付累計額をもとに、予算残高の目安をお示ししていきますが、予算額に達した前日で申請受付は終了となります。先着順での受付となり、12月28日(火曜日)以前に予算額に達した場合は、終了時期が前倒しとなります。

(3)現在、事務局で受領した申請の累計額をもとにした予算残高は、約47億円です。

以上